

平成30年10月1日からの変更点

不動産執行事件記録の閲覧謄写手数料について（お知らせ）

平成30年10月1日から、当事者以外の利害関係人が不動産執行事件記録の閲覧謄写申請をする場合には、原則として手数料（申請1件ごとに、150円分の収入印紙）が必要となります。

※主な例外：手数料150円の納付が不要な方

最高価買受申出人（買受人）

次順位買受申出人

- ※ 手数料の可否を含め、閲覧謄写手続について不明な点がある場合は、事前に、民事執行センター記録係（電話03-5721-4630又は03-5721-4691）にお問い合わせください。
- ※ 庁舎内のコピー機を使用する場合は、1枚につき10円の費用が必要になります。
- ※ 終局後（取下げ、配当期日終了後など）の事件記録の閲覧謄写は、当事者（申立債権者、債務者、所有者）を含めたいずれの方が申請しても、申請1件ごとに150円の手数料が必要です。
- ※ 手数料は収入印紙で納めてください。収入印紙は、民事執行センター内では購入できません。郵便局で、150円分の収入印紙（100円×1枚と50円×1枚、又は50円の収入印紙3枚）を購入してください。

東京地方裁判所民事第21部

◎最寄りの郵便局

目黒碑文谷第二郵便局（執行センターから徒歩5分・営業時間 9:00～17:00）